

商事判例研究

九州大学産業法研究会

濱村, 実子
宮崎産業経営大学法学部 : 専任講師

<https://doi.org/10.15017/2800495>

出版情報 : 法政研究. 86 (4), pp.105-116, 2020-03-13. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

商事判例研究

九州大学産業法研究会

粉飾市場における取引先協力者の責任の有無

東京高判平成三〇・四・一二金判一五四四号八頁

(原審・東京地判平成二九・一・二七金判一五一四号
二〇頁)

濱村 実子

【事実の概要】

本件は、半導体製造装置の開発等を目的とする株式会社Z社のマザーズ市場上場の際に提出された有価証券届出書に虚偽記載があったところ、Z社の取引先である大手電機メーカーY2社の従業員Y1がZ社の粉飾市場に加担したとして、Z社株式を取引所市場で取得したXらが、損害賠償を請求した事案である。

Z社はマザーズ市場への上場を企図して、平成一六年三月初期から、Z社の財務担当取締役Eの指示の下、管理部に

において架空売上計上がなされたほか、営業部または管理部において、架空計上した売上看見合う虚偽の発注書や請求書を作成するなど、実際に装置を販売した場合に作成されるのと同様の証憑を作って販売を装っていた。併せて、Y2社を架空の売上先に選定し、その従業員Y1に協力を求め、粉飾決算を開始した。その際には、Y1に対して、Z社が上場した際にはストックオプション等により一億円相当の報酬を支払うことが伝えられていた。Z社の粉飾決算にY1が協力したとされる内容は次のとおりである。

(ア)平成一六年三月下旬、Y1は、Z社の財務担当取締役E、営業課長F(当時)、営業部アシスタントマネージャーG(当時)から、Z社がY2社に対して売掛金を有している旨を証明する平成一六年三月初期の残高確認書の偽造の依頼を受けた。そこでY1は、同年四月二三日付け「勘定残高確認書依頼の件」と題する書面(以下「平成一六年度残高確認書」という。)を作成した。同書面は、Z社の会計監査にあたり、同年三月三十一日時点におけるZ社のY2社に対する売掛金一〇億六九五万八四五〇円の残高確認を求めるものであった。Y1は、同金額と相違ない旨記載された欄に、「Y2社 購本 デバイスプロダクト調達」と刻印されたゴム印および「Y

2社 購買本部デバイスプロダクト調達統括部」と刻印された社印（いずれも真正のもの）をそれぞれ押印した。

(イ) 前記(ア)のときと同様に、Y1は平成一七年三月期の残高確認書の偽造の依頼を受け、同年四月二二日付け「勘定残高確認ご依頼の件」と題する書面(以下「平成一七年度残高確認書」という。)を作成した。同書面は、Z社の会計監査にあたり、同年三月三一日時点におけるZ社のY2社に対する売掛金一四億五五〇万八四五〇円の残高確認を求めたものであった。Y1は、前記(ア)のときと同様に、真正のゴム印および社印をそれぞれ押印した。

(ウ) Y1は取締役Fからの依頼により、平成一七年頃にZ社の主幹事証券会社R証券から、また、平成一九年一月頃にS証券からヒアリングを受けた。Y1は、Y2社―Z社間で実際に取引があるような内容で、Z社に有利になるよう虚偽回答をした。

(エ) 平成一八年二月三日、Y1はY2社の工場で取締役Fおよび技術部長Gの立会いの下、Z社の会計監査担当公認会計士からヒアリングを受けた。このヒアリングは、Z社における平成一八年三月期の監査手續において、Z社のY2社に対する売掛金未回収状況を確認

するために行われた。Y1は、当該売掛金を裏付ける取引が実際に存在するような内容で、Z社に有利になるように虚偽回答をした。

その後、Z社は二回の上場申請と取下げを経て、平成二一年一月二〇日、マザーズ市場へ株式を上場した。

平成二二年五月一二日、証券取引等監視委員会が金融商品取引法違反容疑でZ社に対する強制捜査を実施し、東証は同月一三日に、Z社株式を開示注意銘柄に指定した。そして同月一六日、Z社は、上場時に提出した有価証券届出書に売上高を過大に計上するなどした虚偽の決算情報を記載し、粉飾額が一〇〇億円規模に上るとの報道を認める旨の開示をした。同月三一日、Z社について破産手續開始決定がなされ、同年六月一五日にZ社株式は上場廃止となった。

Xらは、Y1の行為がZ社の粉飾上場を容易にさせ、Y1の行為がなければZ社株式が上場されることもXらがZ社株式を取得することもなかったとして、Y1に対して民法七〇九条、民法七一九条一項または二項に基づき損害賠償責任を追及した。また、Y1がY2社名義の平成一六年度残高確認書および平成一七年度残高確認書(以下、併せ

て「本件虚偽の残高確認書」という。)を作成した行為、および、(ウ)(エ)においてヒアリングに対してした虚偽の回答(以下、併せて「本件虚偽のヒアリング回答」という。)は、Y1がY2社の被用者としてその事業の執行についてしたものであると主張し、Y2社に対して民法七一条一項の使用責任に基づく損害賠償を請求した。なお、損害についてはいわゆる取得自体損害に基づいた損害額を主張した。

原審では、まず民法七一条に基づき主張について、Y1の行為はE、F、Gら(以下「Z社関係者ら」という。)との共同不法行為(同条一項)までは認められないが、以下の理由により、Y1はZ社関係者らの不法行為を補助したといえ、共同不法行為者と見なされると判断された(同条二項)。すなわち、本件虚偽の残高確認書によって、公認会計士はZ社がY2社に対して売掛金を有しているとの錯誤に陥り、本件虚偽のヒアリング回答によって主幹事証券会社はZ社とY2社との間に取引が存在するとの錯誤に陥り、また、Z社の架空売上計上に気づかなかったことが認められ、Y1のこれら一連の行為はZ社が粉飾上場を取行するにあたり相当程度重要な役割を果たしたと判断された。次に、Y2社の使用者責任(民法七一条一項)につい

ては以下のように判断してこれを否定した。すなわち、Y1の一連の行為とY1の本来の職務(Y1は当時購買本部に所属。)との間には関連性が認められないこと、また、Y1がこれら権限外の行為をすることをY2社が客観的に容易にしていたとは認められないことから、Y1の一連の行為はY2社の事業の執行についてなされたものとは認められないとした。

XおよびY1はいずれも控訴した。

【判決要旨】 Y1による控訴を認容(原審のY1敗訴部分を取消し)。Xによる控訴を棄却(Y2社の使用者責任を否定)。

裁判所は、原審とほぼ同様の事実認定をしたうえで、Y1の不法行為補助について次のように判示してその該当性を否定し、Y1の責任を否定した。

(一) 本件虚偽の残高確認書について

「Y1が偽造した平成一六年度残高確認書及び平成一七年度残高確認書についてみると、残高確認書に売掛金として記載された平成一七年三月期までに発生したY2社に対する架空売上上げは、Z社が上場の際に提出した有価証券届出書との関係では…当期である平成二一年三月期及びその

前期である平成二〇年三学期の各連結損益計算書中の『売上高』には含まれておらず、…平成一七年三学期の売上げにその一部が計上されていることが推認されるにすぎない。もちろん平成一六年度残高確認書及び平成一七年度残高確認書に記載された平成一七年三学期までに発生したY2社に対する架空売上げが、平成二〇年三学期及び平成二一年三学期の連結貸借対照表中の『売掛金』の一部に含まれる蓋然性はあるが、その具体的な内容は詳らかでない。(い)。…そうすると、平成一六年度残高確認書及び平成一七年度残高確認書に売掛金として記載されたY2社に対する架空売上げの存在が、Z社の株式の上場の際に行われた虚偽の財務諸表の提出等に有意の影響を与えたということではない。

(2) 本件虚偽のヒアリング回答について

「また、平成一六年度残高確認書及び平成一七年度残高確認書の内容は、平成一七年三学期までにZ社とY2社との間の多額の取引の存在を示すものということができ、各ヒアリングにおける回答とも相まって、…Z社が『高い成長可能性』を有するという判断に影響を及ぼし得るものとも考えられる。しかし、少なくともZ社とY2社との間の取引による架空売上げは、平成一八年三学期を

最後に存在せず、また、上記各残高確認書に売掛金として記載された取引に関連して、Y2社がZ社から追加機の購入等をしたことをうかがわせる証拠もないから、…その後の追加機の受注等の取引に繋がらなかったとみざるを得ない状況にあったと推認され、このような状況は、Z社の技術力への信頼性を損なうべき事情であったということが出来る。そうすると、仮に、平成一七年頃にR証券からの、平成一九年一二月三日にS証券からの各ヒアリングにおけるY1の対応が、S証券をして、Z社とY2社との間に、平成一七年三期末までにZ社とY2社との間に多額の取引が存在し、Z社が『高い成長可能性』を有するという錯誤に陥らせたとしても…当該錯誤が、S証券からの上記ヒアリングから一年半以上(平成一七年三期末からは四年以上)が経過した平成二二年八月一八日の第三次申請及びそれを受けた上場審査に有意の影響を与え、S証券、ひいては自主規制法人の判断を誤らせるべきものであったとは考え難い。」

「さらに、公認会計士からのヒアリング(前記(エ)…筆者注)におけるY1の回答についてみると、同回答は、平成一六年度残高確認書及び平成一七年度残高確認書に売掛金として記載された取引が現に存在したことを裏付けたも

のであり、同回答が公認会計士その後の認識に影響を与えた可能性を否定することはできない。：しかし、(Z社上場時の有価証券届出書に添付された：筆者注) 独立監査人の無限定適意見は、主に当該年度(平成二十一年度：筆者注)中の会計事象を中心とするものであり、しかも、Z社の上場及び上場廃止で問題となった架空売上げは、外国企業を中心とするものであって、当該架空売上げに係る取引が、Y2社との取引を前提とした取引であったり、これに関連する取引であったりしたことをうかがわせる証拠はなく、Y2社の架空売上げとは無関係な取引であったと認めざるを得ない。そうすると、仮に、平成一八年二月二十三日の公認会計士からのヒアリングにおけるY1の回答が、公認会計士をして、平成一六年三月期末又は平成一七年三月期末までの間に、Z社とY2社との間に、平成一六年度残高確認書及び平成一七年度残高確認書に売掛金として記載された取引が現に存在し、Z社に高い技術力があるという点について錯誤に陥らせたとしても、当該錯誤が、公認会計士による上場に際しての監査に有意の影響を与え、その監査結果を誤らせるべきものであったとは考え難い。」

(3) 結論

「以上によれば：Y1の各行為は、Z社の架空売上げの

計上による上場及びこれを理由とする上場廃止に有意な影響を与えたということではできず、Xらが被ったとする損害との間に因果関係を認めることが相当であるという関係も認められない。また：協力者として位置づけられるY1の存在が、Z社の粉飾上場の際の調査を妨げることが期待されるなど、Z社の関係者による粉飾上場の共同不法行為の実行を容易にしたという関係にも立たない。そうすると、Y1の各行為は、Z社の関係者による粉飾上場の共同不法行為の実行を「幫助」したものと認められない。」

「前記のとおり、Y1は、Xらに対して民法七〇九条、七一九条一項又は二項に基づく損害賠償責任を負わないから、Y2が民法七一五条一項に基づく使用者責任を負うべきものではない。」

【研究】

(1) 本判決の特徴

本件は、粉飾上場した会社の株式を取引所市場で取得した原告らが、その粉飾上場および有価証券届出書の虚偽記載について、金融商品取引法(以下「金商法」という)上の責任が規定されていない会社外部者の民法上の責任を波及した事案である。

原審はY1の責任を認め、発行会社の株主に對する取引先従業員の責任を肯定した初めての公判裁判例であった。¹⁾對して本判決は、原審と同様の事実認定を行いつつも、Y1の各行為は発行会社の関係者ら（Z社関係者ら）による共同不法行為（本件では虚偽記載および粉飾上場）を幫助したとは認められないとしてY1の責任を否定し、原審と結論を異にした。

(2) 開示書類の虚偽記載に係る責任追及の根拠規定

金商法で義務付けられている開示書類に虚偽記載がなされ、投資者が損害を被った場合について、金商法ではその開示書類の発行者（金商法一八条・二二条の二）、発行者の役員（金商法二二条一項一号・二二条・二四條の四）、売出人（金商法二二条一項二号）、監査証明をした公認会計士または監査法人（金商法二二条一項三号・二二条・二四條の四）、および元引受契約を締結した金融商品取引業者または登録金融機関（金商法二二条一項四号）等の責任が規定されている。²⁾

對して、虚偽記載に協力したとする発行者の取引先等の責任については金商法に規定がなく、民法上の不法行為責任が問われることになる。近年、会社の粉飾等に伴う開示

書類の虚偽記載に関与したとして会社外部者の共同不法行為責任を追及する訴え（以下「虚偽記載に係る会社外部者責任の追及」という。）が提起されている。³⁾ 本件を含むこれらの事例では、会社の粉飾等および虚偽記載を遂行した会社の被告取締役等の不法行為が認定されたうえで、会社外部者の行為が、当該不法行為に係る「共同の不法行為」（民法七一九条一項）に当たるか否か、あるいは、教唆ないし幫助したと認められるか否か（そして、共同不法行為者と見なされるか否か（同条二項））が争われている。

(3) 虚偽記載に係る会社外部者の教唆・幫助が問われたこれまでの事例⁴⁾

本件以前に提起された虚偽記載に係る会社外部者責任の追及事例では、原告は主として、被告の行為の教唆・幫助の該当性を争っている。以下では三件の事例を紹介する。

① オリンパス判決（東京高判平成二九・六・一五判時二三八八号八四頁）

平成二三年に発覚したオリンパス粉飾事件⁵⁾において、オリンパス株式会社（原告）の旧経営陣の巨額の簿外損失隠しを幫助したとして、経営コンサルティング会社の代

表取締役および取締役（被告ら）の損害賠償責任が問われた。^⑥この事件では、オリンパス社の簿外損失を隠すためのスキームの構築に被告らがどのように関与したかが詳細に認定されている。例えば、被告らが、簿外損失についてオリンパス社取締役からの相談にに応じていたこと、海外銀行での口座開設や簿外ファンドの組成に関与したことなどが明らかにされている。これら一連の行為への関与度合いから、被告らにはこれらの行為がオリンパス社の損失隠しを目的としたものであるとの認識があったと認められ、不法行為を幫助したといえる判断された。

②平成二十七年判決（東京地判平成二七・八・二八 LEX）
DB文献番号二五五三四一九二）

これは、訴外会社が赤字を免れるために売上計上の前倒し・費用の繰延べをして粉飾操作を行い、有価証券報告書に虚偽の記載がなされた事案である。原告（当該訴外会社の株式を立会外取引で取得した株式会社）は、粉飾操作および虚偽記載を遂行した当該訴外会社の代表取締役等に対して不法行為責任を追及するとともに、売上計上の前倒しのために行われた取引^⑦に関わった取引先会社およびその代表取締役に對して、当該訴外会社の売上計上を幫助したと主張して不法行為責任を追求した。^⑧当該訴外会社の代表取

締役らの不法行為責任は肯定されたが、被告取引先会社らについては、粉飾操作の目的があったことを認識しておらず、単に当該取引に商社的に介在して利を得ようとしただけであると判断され、その責任は否定された。

③アーバンコーポレーション判決（東京地判平成二八・三・三〇 LEX/DB文献番号二五五三五五九三）

これは、訴外会社が緊急の資金調達のために、銀行と転換社債型新株予約権付社債（CB）の発行およびスワップ契約とを併せた複合取引を締結したが、当該複合取引について臨時報告書に虚偽記載がなされたという事案である。当該訴外会社（CB発行会社）は、資金調達方法および当該複合取引について相談していた被告証券会社の担当者とやり取りの末、CB発行については臨時報告書に記載したものの、スワップ契約については記載しなかった。原告（CB発行会社株式の取得者）はスワップ契約の開示があれば株式を取得することはなかったとして訴えを提起し、被告証券会社の担当者がスワップ契約の非開示を教唆したと主張した。^⑨この事案では、CB発行会社と被告証券会社担当者とのやり取り（担当者による電話及びメールによる働きかけ）が着目され、これらの働きかけの結果、CB発行会社はスワップ契約に関する記載をしないことを決意す

るに至ったと認められると判断された。¹⁰⁾

④小括

以上①～③の各判決では、いずれも、違法な目的について被告が認識していたか否かが主たる争点となっていたと言える。すなわち、①オリンパス判決および②平成二七年判決では、被告（会社外部者）が、自身が関与していた他人の行為が「違法な目的をもって行われている」という認識を有していたか否かが、幫助の責任を決定づけている。

③アーバンコーポレーション判決では、被告が、他人に対して促す自身の行為が虚偽記載に当たるとの認識を有しており、他人にその虚偽記載をすることを決意させようという意図し、そして、被告の行為によって実際に他人に虚偽記載をすると決意するに至らしめたか否かが、教唆の責任を決定づけている。

(4) 本判決の検討

本判決では以下四つの争点を挙げて、Y1の責任の有無が検討されている。第一に、Y1の加害行為の内容(争点一)、第二に、Y1の各行為時における認識(争点二)、第三に、共同不法行為該当性のうち民法七一九条一項該当性について(争点三)、そして第四に、共同不法行為該当性

のうち民法七一九条二項該当性について(争点四)である。以下では、争点一・二・四について検討を行う。¹¹⁾

事実認定に相当する争点一および争点二については、本判決は原審の判示を踏襲した。すなわち、Y1が本件虚偽の残高確認書を作成し、また、本件虚偽のヒアリング回答を行ったという事実を認定し、これらの行為につき、Y1は、本件虚偽の残高確認書はZ社の会計監査のために使用されること、本件虚偽のヒアリング回答はZ社の立場に係る重要なものであることを認識していたと判断した。

前記(3)①～③の事例における判断では、既述のとおり、違法な目的について被告が認識していたという事実が、被告の不法行為幫助・教唆の責任を決定づけるものであった。このような裁判所の判断傾向に沿った場合、争点一および争点二の判断のみが、Y1の幫助の責任を肯定するための決定要素となっていたように思われる。

対して本件原審は、争点一および争点二の判断を踏まえて、争点四の判断において、Y1が(ア)～(エ)の行為を通じて公認会計士および主幹事証券会社を錯誤に陥らせ、Z社の立場審査を容易にし、その意味でZ社の粉飾上場に「相当程度重要な役割を果たした」という明示の判断を踏んで、Y1の責任を肯定した。このような判断は、投

資者に対する民法上の不法行為責任の成立範囲を制限的に捉える立場を示すものであり、肯定的に評価されている^⑧。

投資者に対する民法上の不法行為責任を制限的に捉える立場に立つと、その不法行為の幫助という間接的な行為の責任を認めるかどうかは、さらに制限的に解すべきということになる。すると、本件の原審および本判決はいずれも、違法な目的の認識の有無だけでなく、被告の行為が当該虚偽記載の実現にどのように影響したかを詳細に判示している点で、前記①～③の事例と比較して、判断のあり方としてより慎重かつ妥当であったと評価できる。

このように、原審と本判決は、いずれも責任制限的な立場に立っていたといえるが、結論的にはY1の責任の有無の判断を異にした。その要因は、本件虚偽の残高確認書および本件虚偽のヒアリング回答が、Z社の上場に対してどれほど影響したかについての判断に相違があったためである⁽¹³⁾。本判決は、前記【判決要旨】のとおり(争点四の判示に該当)、Y1は本件虚偽の残高確認書の作成および本件虚偽のヒアリング回答をとおして架空売上計上に協力したことは認めるものの、当該架空売上がZ社の上場審査の対象内容には含まれていなかったといえること、また、公認会計士および主幹事証券会社が錯誤に陥ったとしても、

上場審査までに一年半以上が経っていたこと等を根拠に、Y1の行為がZ社の上場に有意な影響を与えたということではできず、Z社関係者らによる粉飾上場の共同不法行為の実行を容易にしたという関係にも立たないと結論付けた。すなわち本判決は、「Y1の行為が虚偽記載の作出に重要な役割を果たしたか否か」の判断にとどまらず、「Y1の行為がZ社の粉飾上場の実現に重要な役割を果たしたか否か」を判断し、その責任の有無を決定づけたと言える。

本判決のこのような判断は、要は、架空売上計上へのY1の協力行為から粉飾上場に至るまで一定の期間が経過していたことが要因となり、Y1の行為が粉飾上場の実現に重要な役割を果たしたとはいえない状態になったとの判断である。すると、事例的な問題となるが、粉飾上場の実現に重要な役割を果たしたと判断されるかどうかにおいて、架空売上計上への協力行為と粉飾上場とが時間的にどれほど近接していたかという点が、一つの重要な決定要素になったといえる。

(5) おわりに―特定関与者に対する課徴金規定

平成二四年改正金商法では、重要な虚偽記載等のある開示書類の提出等を容易にすべき行為または唆す行為(特定

関与行為)を行った「特定関与者」に対して、手数料、報酬その他対価として支払われ、または支払われるべき金額その他の財産の価額に相当する額を課徴金として課す規定が設けられた(金商法一七二条の一二)。現在、この課徴金が適用された事例は未だないようであるが、特定関与者の疑いで証券取引等監視委員会による開示検査が行われた事案が報告されている。¹⁴⁾「特定関与行為」がどのように判断されるかについては、虚偽記載に係る会社外部者の助かないしは教唆の民事責任の有無の判断にも少なからず影響すると考えられる。

ただし、「特定関与行為」は、その行為の態様からのみ定義づけられ(金商法一七二条の一二第二項)、発行会社との関係や職務などと関連付けられてはいない。対して、助かないしは教唆の民事責任の有無の判断では、被告と発行会社との関係や被告の職務の内容といった要素も重要になるはずである。とりわけ、会社外部者の行為が問題となった場合は、会社外部者は(発行市場・流通市場を問わず)発行会社の証券を取得した投資者に対して特別の義務を負っているわけではなく、また、発行会社の情報開示に対して特別の責任を負う立場でもないことを踏まえ、その責任の有無は慎重に判断されるべきと考える。

(1) 藤林大地「判批」新・判例解説Watch 二二二(二〇一八)一一二頁。

(2) これらの規定に基づく損害賠償責任追及事例は少なくない。本件関連訴訟である、東京地判平成二八・一二・二〇判タ一四四二号一三頁は、Y2社の主幹事証券会社であり引受審査を行った本件S証券の損害賠償責任が認められ、虚偽記載のある有価証券届出書に関して元引受金融商品取引業者等の損害賠償責任(金商法二一条一項四号)が認められた初めての公表裁判例である。評釈として、堀田佳文「判批」商事一五三三三(二〇一七)二頁、山下撤哉「判批」法教四四一号(二〇一七)一二五頁、小出篤「判批」日本取引所金融商品取引法研究一〇号(二〇一八)四五頁、萬澤暢子「判批」ジュリ臨増一五一八号(二〇一八)一一六頁など。しかし、控訴審では同責任は否定された(東京高判平成三〇・三・二三資料版商事四一四号八四頁)。評釈として、藤林大地「判批」金判一五五八号二頁。

(3) 事例類型的に、このような事例は多くない。本件の他、東京地判平成二七・八・二八(LEX/DB文献番号二五五三四一九二)、東京地判平成二八・三・三〇(LEX/DB文献番号二五五三五五九三)、東京高判平成二九・六・一五判時二三八八号八四頁、東京地判平成三〇・九・二五資料版商事四一九号一二二頁。

(4) いずれも、会社の粉飾等に伴って開示書類の虚偽記載がなされた事例であるが、その開示書類の種類を問わず(例

えば、有価証券届出書か、有価証券報告書か）、検討対象とする。

(5) オリンパス粉飾事件については複数の訴訟が提起された。虚偽の四半期報告書ないしは有価証券報告書を提出した被告会社に対する損害賠償請求（金商法二二条の二）がなされた訴訟として、平成二七・三・一九判時二二七五号一・二九頁、大阪高判平成二八・六・二九金判一四九九号二〇頁。粉飾決算を行いつつ違法配当等を行ったとして旧経営陣に対して損害賠償請求がなされた訴訟として、東京地判平成二九・四・二七資料版商事四〇〇号一九九頁。

(6) 原審は、東京地判平成二八・三・三二判時二三三五号五七頁。なお、上告がなされたものの棄却されている（最三決平成三一・二・二六（LEX/DB文献番号二五五六三〇四二一））。

(7) 取引の概要は次のとおりである。すなわち、被告取引先会社が当該訴外会社と海外商社との取引を仲介することとし、当該海外商社に対する当該訴外会社の製品売却の売上を前倒しできるようにした。この取引の仲介にあたって、被告取引先会社は、当該製品について当該訴外会社との書類上のやり取りで確認したに過ぎなかった。しかし、実際にはその製品は未完成であった。

(8) 原告は民法七〇九条を根拠条文としているが、「幫助」という文言を用いて主張・立証を行っており、民法七一九条二項に基づく主張をしているように読める。裁判所も、不

法行為幫助の該当性を判示するように読める。

(9) 原告は、被告証券会社の担当者の不法行為教唆を主張した上で、当該不法行為教唆を根拠に被告証券会社の使用者責任（民法七一九条一項）に基づく損害賠償責任を請求した。

(10) なお被告証券会社は、この判決以前に、当該訴外会社に対してスワップ契約の適切な情報開示を行うよう助言すべき立場であったのに非開示を要請したとして、金融庁から業務改善命令を受けていた。裁判所は、この行政処分がなされたことも被告証券会社担当者の教唆を裏付けると判示している。

(11) 争点三について原審は「Y1は残高確認書の偽造やヒアリングへの回答といった限られた協力行為をしたにすぎないこと、Z社の粉飾上場がZ社関係者による一連の仮装工作により計画的に敢行されたことからすれば、Y1がZ社関係者とともに共同の不法行為をしたとまで認めることはできない」として、民法七一九条一項の該当性を比較的内容に否定している。本判決もこの判断を踏襲している。

(12) 藤林・前掲注（一）一三三頁。先例として、東京地判平成二一・五・二二判時二〇四七号三六頁（ライブドア事件）が挙げられる。ライブドア事件では、証券取引法上の責任を負う者でない場合、「重要な事項について虚偽記載のある有価証券報告書が提出されることを認識、認容しつつ、当該虚偽記載の作出に重要な役割を果たした者」が、不法行

為による賠償責任を負うとの規範が示された。

ただし、当該ライブドア事件でこの規範の当てはめによりその責任が肯定された被告は、被告発行会社のグループ会社の取締役であり、被告発行会社の内部者といえる者であった。この点において本件とは事案を異にしており、留意すべきである。

(13) 金判一五四四号(二〇一八)一三頁匿名コメント。

(14) 架空売上を計上して重要な虚偽記載を行い課徴金納付命令勧告に至った会社の公認会計士が、架空売上を隠蔽するために証拠書類を破棄したことが疑われた事例、および、架空売上を計上して重要な虚偽記載を行い課徴金納付命令勧告に至った会社が、循環取引に関与していることが判明し、特定関与行為が疑われた事例が報告されている(証券取引等監視委員会事務局「開示検査事例集」(二〇一七年一月) (<https://www.fsa.go.jp/sec/jirei/kaji/20171003/01.pdf>))。

(15) ただし、発行会社の親会社やその役員等については別途検討が必要な場合もあると考えられ、被告となる「会社外部署」を類型化して検討する必要がある。